

志太広域事務組合低入札価格調査取扱要領及び志太広域事務組合最低制限  
価格取扱要領の運用

電気通信設備工事の調査基準価格及び最低制限価格については、志太広域事務組合低入札価格調査取扱要領第3条第2項第3号及び志太広域事務組合最低制限価格取扱要領第3条第2項第3号に基づき、次のとおり算定するものとする。

1 電気通信設備工事の調査基準価格及び最低制限価格の算定方法

当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1万円未満の端数切捨て）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (5) 機器単体費の額に10分の9.07を乗じて得た額

附 則

この運用は、平成29年8月1日以降に公告又は指名通知を行う案件について適用する。

附 則

この運用は、令和元年6月1日以降に公告又は指名通知を行う案件について適用する。

附 則

この運用は、令和3年8月1日以降に公告又は指名通知を行う案件について適用する。

附 則

この運用は、令和4年6月1日以降に公告又は指名通知を行う案件について適用する。